

別紙2 「しまねの木」活用建築士・工務店ポイント制度の概要

<p>(1) 交付方法</p>	<p>前年度の4月から3月までの間に木工事が完了した国内の全ての木造建築物（一戸建て住宅は主要構造部が鉄骨造や鉄筋コンクリート造等のものを含む）のうち、主要構造部が木造であり、かつ、県産木材を木材総使用量の80%以上使用した木造建築物が1棟以上あれば1ポイント、施工実績全体の50～80%を占める場合は2ポイント、80%以上を占める場合は3ポイント交付。なお、令和元年度に木工事が完了した木造建築物は、県産木材を構造材の80%以上使用した木造建築物の割合によりポイントを交付するものとする。</p>
<p>(2) 対象建築物</p>	<p>木造建築物とは、以下に該当するものをいう。</p> <p>①共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅（新築・増改築）及び民間非住宅建築物（新築）。 ・主要構造部が鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造の場合、主要構造部が木造の部分について県産木材使用割合を算出するものとする。 ・宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としない建築物。 ・島根県条例第49号「島根県暴力団排除条例」第2条に定義する暴力団事務所以外の建築物。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象とならない建築物。 <p>②認定建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主（工務店を含む）と直接設計に関する契約をするか、認定建築士が主となって設計する建築物。 ・一つの建築物に対して複数の認定建築士が設計に携わった場合、そのうちの2名までが対象建築物を実績として申請することができるものとする。 ・複数の建築士事務所による共同設計もしくは共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての建築士事務所に所属する認定建築士（一つの建築士事務所につき、設計に携わった2名まで）が、対象建築物を実績として申請することができるものとする。 <p>③認定工務店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築し、木材調達権限が施工工務店にある建築物。 ・共同企業体（JV）による木造建築物について、契約書等に記載された全ての認定工務店が、対象建築物を実績として申請することができるものとする。

(3) ポイント 獲得数 と名称	3ポイント以上 「しまねの木」活用ブロンズ建築士・工務店 6ポイント以上 「しまねの木」活用シルバー建築士・工務店 9ポイント以上 「しまねの木」活用ゴールド建築士・工務店
(4) 特典※	認定証を贈呈（ブロンズ建築士・工務店以上） 県HPで紹介（シルバー建築士・工務店以上） 知事から認定証を贈呈（ゴールド建築士・工務店）

※認定証等の様式は適宜定めるものとする。